

豊洲地区における建設発生土の受入れ基準（平成23年4月25日改定）

「豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会」の提言を受け、建設発生土の受入れ基準を下記のとおり改定する。

1. 受入れ対象工事

原則として、以下の全ての条件に適合する工事とする。

- 公共工事及び公共工事に類する工事
 - 土壌汚染対策法や環境確保条例に基づく手続、都有地協議に基づく手続、環境影響評価の手続（以下、「法令等に基づく手続」という。）で土地利用履歴等調査を実施している工事
 - 1件工事あたり500m³以上の搬出量を伴う工事
- 法令等に基づく土地利用履歴等調査など手続書類の写しを提出すること。

2. 土質区分・物理性状

① 土質区分

- 国土交通省令において第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土に区分される土とする。ただし、改良土、及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に則して建設発生土として取り扱えない土は除く。
- 地層ごとに、土質区分判定試験（コーン指数、土質材料の工学的分類等）の結果を提出すること。シールド工事等で地山と搬出時の土の性状が大きく異なる場合は、搬出時の状態での試験とする。

② 物理性状

- 受入れ時に、含水比が高いもの、最大径が30cmより大きいもの、悪臭を放つもの、廃棄物が混入しているものは、受け入れない。（詳細は別表のとおり）
- 通常の施工性を確保するため、コーン指数試験等の実施を指示する場合がある。

3. 化学性状

① 試験項目

- 46項目（溶出試験33項目、含有試験11項目、ダイオキシン類(含有・溶出)）の基準をすべて満たすものとする。（詳細は別表のとおり）
- ただし、ダイオキシン類は地表部のみの実施とする。
- 分析方法は、土壌汚染対策法に定める土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る測定方法を基本とし、これに規定のない項目については、それぞれの法令等による。（詳細は別表のとおり）

② 試験頻度

- 原則として、「面積2,000m²ごとかつ深度1mごと」に1回とする。ただし、地層構成を把握している場合は、「面積2,000m²ごとかつ地層ごと」に1回でも可とする。この基準を適用し難い場合は「2,000m³ごと」に1回とする。
- 「地層ごと」の試験とした場合であっても、同一地層からの土量が多くなる場合は、5,000m³を目安として補完的な追加試験を実施する。

③ 試料採取地点

- 地表部においては、ダイオキシン類以外は土層上面から5cm前後の土と50cm前後の土の混合、ダイオキシン類は土層上面から5cm前後の土とする。揮発性物質以外は、その範囲全体を代表する試料となるよう、5地点混合とする。
- 地表部以外においては、その深さまたはその地層を代表する土とする。揮発性物質以外は、その深さまたはその地層全体を代表する試料となるよう、複数点の混合とする。
- シールドトンネル工事では、地山と搬出時の土とで状態が異なる場合があるため、原則として搬出時の状態の土を試料とする。ただし、地山から試料を採取する場合は、搬出時と同等な状態の土をつくり、これを試料とする。

建設発生土の受入れ基準（物理性状・化学性状）

【物理性状】

含水比	含水比の高いものは受入れない
最大径	30cmより大きいものは受入れない
臭気	悪臭を放つものは受入れない
廃棄物の混入	産業廃棄物（セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチック等）が混入している土砂、及び、一般廃棄物（ごみ・塵埃・瓶・缶・草木等）が混入している土砂は受入れない

【化学性状】

溶出試験	項目	基準値	単位
溶出試験	1	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01 mg/L 以下
	2	シアン化合物	検出されないこと
	3	有機りん化合物	検出されないこと
	4	鉛及びその化合物	鉛 0.01 mg/L 以下
	5	六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L 以下
	6	砒素及びその化合物	砒素 0.01 mg/L 以下
	7	水銀及びその他水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L 以下
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	10	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
	11	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
	12	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
	13	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
	14	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
	15	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
	16	シス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン	1.0 mg/L 以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
	20	チウラム	0.006 mg/L 以下
	21	シマジン	0.003 mg/L 以下
	22	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
	23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
	24	セレン及びその化合物	セレン 0.01 mg/L 以下
	25	ほう素及びその化合物	ほう素 1.0 mg/L 以下
	26	ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8 mg/L 以下
	27	銅及びその化合物	銅 3.0 mg/L 以下
	28	亜鉛及びその化合物	亜鉛 2.0 mg/L 以下
	29	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム 2.5 mg/L 以下
	30	クロム及びその化合物	クロム 2.0 mg/L 以下
	31	ニッケル及びその化合物	ニッケル 1.2 mg/L 以下
	32	バナジウム及びその化合物	バナジウム 1.5 mg/L 以下
	33	油分	15.0 mg/L 以下
含有試験	34	カドミウム及びその化合物	150 mg/kg 以下
	35	シアン化合物	50 mg/kg 以下
	36	鉛及びその化合物	150 mg/kg 以下
	37	六価クロム化合物	250 mg/kg 以下
	38	砒素及びその化合物	150 mg/kg 以下
	39	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	15 mg/kg 以下
	40	セレン及びその化合物	150 mg/kg 以下
	41	ほう素及びその化合物	4,000 mg/kg 以下
	42	ふっ素及びその化合物	4,000 mg/kg 以下
	43	PCB	10 ppm 未満
	44	有機塩素化合物	40 mg/kg 以下
ダイオキシン類	45	ダイオキシン類（溶出）	10 pg-TEQ/L 以下
	46	ダイオキシン類（含有）	150 pg-TEQ/g 以下

受入れ基準（化学性状）の基準値の根拠 及び 分析方法

	基準値の根拠	分析方法
溶出試験		
1	「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）	「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
含有試験		
34	「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日 環境省令第29号）	「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日 環境省令第29号）
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
43	「底質の暫定除去基準」（昭和50年10月28日 環水管第119号）	「底質調査方法」（昭和63年9月8日 環水管第127号）
44	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月26日 総理府令第5号）	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属類の検定方法」（昭和48年2月17日 環境庁告示第14号）
ダイオキシン類		
45	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令を一部改正する件」（平成15年6月13日 環境省令第14号）	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属類の検定方法の一部を改正する件」（平成15年6月13日 環境省告示第14号）
46	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成14年7月22日 環境省令第46号）	「ダイオキシン類にかかる底質調査測定マニュアル」（平成20年3月 環境庁水・大気環境局水環境課）